

鳥取県告示第27号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第2項（第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）及び第7条の2第2項（第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定確認検査機関の指定をしたので、同法第77条の21第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年1月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定確認検査機関の名称及び所在地
財団法人鳥取県建築住宅検査センター
鳥取市田園町三丁目375
- 2 指定の区分
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号から第4号まで、第9号、第10号、第13号及び第14号に掲げる区分
- 3 業務区域
鳥取県全域
- 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地
鳥取市田園町三丁目375
- 5 指定の有効期間
平成23年1月17日から5年間